

官報

號外 昭和十三年三月四日

○第七十三回貴族院議事速記録第十八號

帝國議會

昭和十三年三月三日(木曜日)午前十時十八分開議

議事日程 第十八號

昭和十三年三月三日

午前十時開議

第一 市街地建築物法中改正法律案

(政府提出) 第一讀會

第二 有價證券業取締法案(政府提出)

第一讀會

○議長(伯爵松平賴壽君) 報告ヲ致サセマ

〔丸編書記官朗讀〕

昨二日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

國民健康保險法案

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案

ハ即日之ヲ衆議院ニ送付セリ

商業組合法中改正法律案

同日本院ニ於テ採擇スルコトヲ議決シタル國道五號線中、山形縣最上郡内路線ノ改修促進ニ關スル請願外十七件ノ請願ハ各、意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ

官報號外 昭和十三年三月四日 貴族院議事速記録第十八號

議長ノ報告

市街地建築物法中改正法律案

第一讀會

二〇一

同日政府ヨリ左ノ議案ヲ提出セリ
市街地建築物法中改正法律案
有價證券業取締法案
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
請願文書表(第七回報告)

○議長(伯爵松平賴壽君) 是ヨリ本日ノ會

議ヲ開キマス、日程第一、市街地建築物法中改正法律案、政府提出、第一讀會、末次内務大臣

〔左ノ提出文及法律案ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載録ス以下之ニ做フ〕

市街地建築物法中改正法律案

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十三年三月二日

内閣總理大臣 公爵近衛 文麿
内務大臣 末次 信正

市街地建築物法中改正法律案

市街地建築物法中左ノ通改正ス

第二條ニ左ノ一項ヲ加フ
主務大臣必要ト認ムルトキハ住居地域内ニ住居專用地區ヲ指定シ其ノ地區内

ニ於ケル住宅以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第四條ニ左ノ一項ヲ加フ

主務大臣必要ト認ムルトキハ工業地域内ニ工業專用地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル工場、倉庫其ノ他之ニ準ズベ

キモノ以外ノ建築物ノ建築ノ禁止又ハ制限ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得

第五條中「前三條」ヲ「第二條第一項、第三條及前條第一項」ニ改ム

第十一條ニ左ノ一項ヲ加フ

主務大臣必要ト認ムルトキハ高度地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケル建築物ニ

付高ノ最低限度若ハ最高限度ヲ定メ又ハ空地地區ヲ指定シ其ノ地區内ニ於ケ

ル建築物ニ付床面積ノ敷地面積ニ對スル割合及敷地ノ疆界線ヨリノ距離ノ限

度ヲ定ムルコトヲ得

第十二條中「衛生上又ハ保安上」ヲ「衛生上、保安上又ハ防空上」ニ改ム

第二十六條中「幅員九尺」ヲ「幅員四メートル」ニ改メ同條第二項ヲ左ノ如ク改

ム
幅員四メートル未満二・七メートル以上ノ道路及道路ノ新設又ハ變更ノ計畫

アル場合ニ於ケル其ノ計畫ノ道路ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ道路ト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行前市街地建築物法施行令第十一條ノ規定ニ依リ指定シタル區域及其ノ區域内ニ於ケル建築物ニ付定メタル高ノ最低限度ハ各之ヲ本法第十一條第二項ノ規定ニ依リ指定シタル高度地區及其ノ地區内ニ於ケル建築物ニ付定メタル高ノ最低限度ト看做ス

〔國務大臣末次信正君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(末次信正君) 只今議題ト相成リマシタ市街地建築物法中改正法律案ニ付

キマシテ、其ノ提案理由ノ概略ヲ説明致シマス、市街地建築物法ハ、施行以來相當實

績ヲ收メテ來タノデアリマスガ、時勢ノ推移ニ伴ヒ、現行法ニ於キマシテハ土地ノ利

用ヲ整正シ、建築物ノ用途ヲ統制スルニハ尙不十分ナル嫌ヒガアルノミナラズ、防空、

防火及保健衛生ノ見地ヨリ致シマシテモ、改正ノ要アリト認メラレマスノデ、茲ニ本

案ヲ提出シタ次第デアリマス、改正ノ主ナル點ヲ申上ゲマスレバ、現在ノ住居地域及

工業地域内ニ、ソレノ住居專用地區及工業專用地區ヲ設ケ得ルコトトシ、以テ一層

住居ノ安寧ノ保持及産業能率ノ増進ヲ圖ルコトト致シタノデアリマス、又新クニ高度

地區及空地地區ノ制度ヲ設ケマシテ、土地ノ經濟ノ利用及密住ノ禍害防止等ニ努メム

トスルモノデアリマス、尙建築物ノ構造、設備又ハ敷地ニ關シマシテハ、現行法上ハ、

衛生上又ハ保安上必要ナル措置ヲ命ジ得ルコトニナツテ居ルノデアリマスガ、更ニ防空

上モ之ヲ爲シ得ルコトニ改メ、又交通上、

防空防火上並ニ保健衛生上ヨリ市街地建築
物法ノ道路ハ其ノ幅員ヲ擴張スル必要ガア
リマスノデ、之ヲ改正シ遺憾ナキヲ期スル
コトト致シテ次第デアリマス、何卒御審議
ノ上御協賛アラムコトヲ御願ヒ致シマス
○議長(伯爵松平賴壽君) 御質疑ガゴザイ
マセヌケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗
讀致サセマス

〔石橋書記官朗讀〕

市街地建築物法中改正法律案特別委員

- 侯爵久我 通顯君 子爵白川 資長君
- 子爵曾我 祐邦君 潮 惠之輔君
- 男爵加藤 成之君 赤池 濃君
- 菊池 恭三君 田中徳兵衛君
- 三木與吉郎君

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第二、有價
證券取締法案、政府提出第一讀會、木暮
商工政務次官

有價證券取締法案

右

勅旨ヲ奉ジ帝國議會ニ提出ス

昭和十三年三月二日

- 内閣總理大臣 公爵近衛 文麿
- 商工大臣 吉野 信次

有價證券取締法案

有價證券取締法案

第一條 本法ニ於テ有價證券業トハ取引
所ニ依ラザル有價證券ノ賣買又ハ其ノ
媒介ヲ爲ス營業ヲ謂フ但シ銀行、信託

會社及有價證券割賦販賣業者ノ營ムモ
ノハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ有價證券ノ種類ハ勅令ヲ以テ之
ヲ定ム

第二條 有價證券業ヲ營マントスル者ハ
命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ免許
ヲ受クベシ

第三條 前條ノ免許ノ年限ハ五年トス
第四條 第二條ノ免許ヲ受クル者ハ免許
料ヲ納ムベシ

前項ノ免許料ノ金額ハ勅令ヲ以テ之ヲ
定ム
第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ第
二條ノ免許ヲ受クルコトヲ得ズ

一 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ
二 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ其ノ執行
ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ
至リタル後三年ヲ經過スルニ至ル迄
ノ者

三 取引所ノ會員又ハ取引員ニシテ除
名セラレ除名ノ日ヨリ三年ヲ經過セ
ザルモノ
四 第六條第二項又ハ第十四條ノ規定
ニ依リ免許ヲ取消サレ取消ノ日ヨリ
三年ヲ經過セザル者

五 營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ
有セザル未成年者又ハ禁治産者ニシ
テ其ノ法定代理人ガ前各號ノ一ニ該
當スルモノ
六 法人ニシテ其ノ業務ヲ執行スル役
員中第一號乃至第四號ノ一ニ該當ス

ル者アルモノ
第六條 第二條ノ免許ヲ受ケタル者(有
價證券業者)前條第一號乃至第三號、
第五號又ハ第六號ニ該當スルニ至リタ
ルトキハ免許ハ其ノ效力ヲ失フ

主務大臣ハ不正ノ手段ニ依リ第二條ノ
免許ヲ受ケタル者アルコトヲ發見シタ
ルトキハ其ノ免許ヲ取消スコトヲ得

第七條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ營業保證金ヲ供託スベシ

前項ノ營業保證金ハ主務大臣ノ認許シ
タル有價證券ヲ以テ之ニ充ツルコトヲ
得

第八條 有價證券業者ト其ノ業務ニ關シ
取引ヲ爲シタル者ハ有價證券業者ガ其
ノ取引ニ關スル契約ニ違反シタル場合
ニ於テ其ノ違約ニ因ル債權ニ關シ前條
ノ營業保證金ニ付テ他ノ債權者ニ先チ辨
濟ヲ受クルノ權利ヲ有ス

第九條 有價證券業者ハ左ノ場合ニ於テ
ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

一 商號ヲ變更セントスルトキ
二 支店其ノ他ノ營業所又ハ代理店ヲ
設置セントスルトキ
三 本店其ノ他ノ營業所ノ位置ヲ變更
セントスルトキ

第十條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ營業ニ關スル帳簿ヲ備ヘ必要ナ
ル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十一條 有價證券業者ハ命令ノ定ムル
所ニ依リ業務報告書ヲ作成シテ之ヲ主

務大臣ニ提出スベシ
第十二條 行政官廳必要アリト認ムルト
キハ有價證券業者ニ對シ其ノ業務若ハ
財産ニ關スル報告ヲ命ジ又ハ當該官吏
ヲシテ有價證券業者ノ營業所其ノ他ノ
場所ニ臨檢シ業務若ハ財産ノ狀況若ハ
帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムル
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ
示ス證票ヲ携帯セシムベシ

第十三條 行政官廳ハ有價證券業者ノ業
務又ハ財産ノ狀況ニ依リ之ト取引ヲ爲
ス者ノ利益ヲ保護スル爲必要アリト認
ムルトキハ業務ヲ停止シ又ハ制限シ、
財産ノ供託ヲ命ジ其ノ他必要ナル命令
ヲ爲スコトヲ得

第十四條 有價證券業者左ノ各號ノ一ニ
該當スルトキハ主務大臣ハ第二條ノ免
許ヲ取消シ又ハ業務ヲ停止シ若ハ制限
スルコトヲ得

一 業務ニ關シ詐偽ノ行爲ヲ以テ他人
ヨリ金錢若ハ有價證券ノ交付ヲ受ケ
タルトキ又ハ業務ニ關シ他人ニ交付
スベキ金錢若ハ有價證券ヲ不正ニ領
得シタルトキ

二 業務ニ關シ差金ノ授受ヲ目的トス
ル行爲ヲ爲シタルトキ
三 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又
ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公
益ヲ害スベキ行爲ヲ爲シタルトキ

第十五條 第二條ノ規定ニ違反シ免許ヲ
受ケズシテ有價證券業ヲ營ミタル者ハ

一年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十六條 有價證券業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第九條ノ規定ニ依リ認可ヲ受クベキ事項ヲ認可ヲ受ケズシテ爲シタルトキ

二 第十條ノ規定ニ依ル帳簿ヲ備ヘズ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

三 第十一條ノ規定ニ依ル業務報告書ノ提出ヲ爲サズ又ハ之ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ

四 第十二條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキ又ハ同條ノ規定ニ係ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ

五 第十三條又ハ第十四條ノ規定ニ依ル命令又ハ處分ニ違反シタルトキ

第十七條 法人又ハ人ノ代理人、戶主家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者方其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ取締役其ノ他法人ノ業

務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニシテ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法施行ノ際現ニ有價證券業ヲ營ム者又ハ其ノ營業ヲ相續ニ因リテ承繼シタル者ハ本法施行ノ日ヨリ六月ヲ限リ第二條ノ規定ニ拘ラズ其ノ事業ヲ營ムコトヲ得
前項ノ者前項ノ期間内ニ第二條ノ免許ヲ申請シタル場合ニ於テ其ノ申請ニ對スル免許又ハ不免許ノ處分ノ日迄亦前項ニ同ジ

〔政府委員木暮武太夫君演壇ニ登ル〕

○政府委員(木暮武太夫君) 只今議題ト相成リマシタ有價證券業取締法案ノ提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、我が國産業ノ健全ナル發達ニハ、有價證券ノ流通ト、其ノ取引ノ安全ヲ圖ルコトガ極メテ肝要ト認メルノデゴザイマシテ、政府ハ從來取引所政策ニ於キマシテ常ニ意ヲ茲ニ用ヒテ參リマシタ次第デゴザイマス、然ルニ取引所外ニ於ケル有價證券ノ賣買等ニ付キマシテハ、何人モ其ノ營業ヲ自由ニ營ミ得ルコトト相成ッテ居リマス爲ニ、最近通信機關ノ發達等ニ伴ヒマシテ、營業ヲ爲ス者ノ數ハ著シク増加スルニ至ッタノデゴザイマスガ、是等ノ者

ノ中ニハ資力信用乏シク致シマシテ、動モスレバ不正行爲或ハ犯罪行爲ヲ爲ス者モ少カラザル状態トナッテ居ルノデゴザイマス、仍テ其ノ弊害ヲ除去致シマシテ、取引ノ安全ヲ確保スル爲、此ノ際有價證券業ヲ免許制度ト致シテ、同時ニ監督規定ヲ置イテ斯業ノ改善刷新ヲ圖リタイト存ジマス、以上ノ理由ニ依リマシテ、有價證券業取締法案ヲ提出致シマシタ次第デゴザイマス、何卒十分御審議ノ上、御協賛アラントラ御願ヒ致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御質疑モゴザイマセヌケレバ、本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀致サセマス

〔丸龜書記官朗讀〕

有價證券業取締法案特別委員

公爵岩倉 具榮君 子爵保科 正昭君

仁井田益太郎君 男爵今枝 直規君

男爵福原 俊丸君 今井 五介君

瀧川 儀作君 武井覺太郎君

山上 岩二君

○議長(伯爵松平賴壽君) 次ノ議事日程ハ決定次第彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午前十時二十七分散會

